六　国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使
七　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求
八　国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予
九　国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し
十　国税通則法第六十三条の規定の例による免除
十一　国税通則法第百二十三条第一項の規定の例による交付
（法第十六条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める権限）
第十九条の三　法第十六条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。
一　法第一条第六項の規定による通知及び同条第七項の規定による公告
二　法第二条第十三項の規定により取得した請求権の行使
（厚生労働大臣に対して通知する事項）
第十九条の四　法第十六条第二項の規定により、機構が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。
一　厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容
二　厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由
三　その他必要な事項
（法第十六条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項）
第十九条の五　法第十六条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　厚生労働大臣が法第十六条第二項に規定する滞納処分等（以下「滞納処分等」という。）を行うこととなる旨
二　機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日
三　機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（以下「年金事務所」という。）の名称
四　当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所
五　当該滞納処分等の対象となる者の事業所の名称及び所在地
六　当該滞納処分等の根拠となる法令
七　滞納している特例納付保険料及び延滞金（以下「特例納付保険料等」という。）の種別及び金額
八　その他必要な事項
（法第十六条第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等）
第十九条の六　法第十六条第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うものとするときは、機構は次に掲げる事項を行わなければならない。
一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
三　その他必要な事項
2　法第十六条第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次に掲げる事項を行わなければならない。
一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。
二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。
三　その他必要な事項
（法第十六条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請等）
第十九条の七　法第十六条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。
（法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める権限）
第十九条の八　法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める権限は、第十九条の二第六号から第九号までに掲げる権限とする。
（令第三条第二号に規定する厚生労働省令で定める徴収金）
第十九条の九　厚生年金保険法の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号。以下「令」という。）第三条第二号に規定する厚生労働省令で定める徴収金は、次のとおりとする。
一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十八条、第七十四条第二項及び第百九条第二項（同法第百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金
二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金
（令第三条第二号に規定する厚生労働省令で定める金額）
第十九条の十　令第三条第二号に規定する厚生労働省令で定める金額は、一億円とする。
（滞納処分等その他の処分の執行状況及びその結果の報告等）
第十九条の十一　法第十七条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による滞納処分等その他の処分（法第十七条第一項に規定する滞納処分等その他の処分をいう。以下同じ。）の執行の状況及びその結果に関する報告は、六月に一回、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一　財務大臣が行った差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価の件数並びに財産の換価等により徴収した金額
二　その他必要な事項
（財務大臣による通知に関する技術的読替え等）
第十九条の十二　法第十七条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項の規定により同法第百条の四第五項の規定を準用する場合においては、同項中「厚生労働大臣は」とあるのは「財務大臣は」と、「第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等」とあるのは「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第十七条第一項の規定により委任された滞納処分等その他の処分」と、「機構」とあるのは「厚生労働大臣」と、「引き継いだ当該滞納処分等」とあるのは「委任を受けた当該滞納処分等その他の処分」と、「厚生労働大臣が」とあるのは「財務大臣が」と、「滞納処分等を」とあるのは「滞納処分等その他の処分を」と読み替えるものとする。
2　法第十七条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項の規定において読み替えて準用する同法第百条の四第五項の規定による通知は、同法第百条の五第五項から第七項までの規定による委任が行われる場合には、当該委任を最後に受けた者が、当該委任を受けた後速やかに行うものとする。